

多重債務の構造的背景

——貸し手・借り手・自己破産の統計分析——

大 山 小 夜

はじめに

負債をめぐる家計問題が戦後の日本で初めて社会問題化したのは、1970年代末から1980年代前半にかけてのことである。当時「サラ金パニック」と呼ばれたこの問題は、消費者金融業者による過剰融資、高金利、過剰取立（「サラ金三悪」）の実態が明らかにされ、「貸金業規制法」の制定と「出資法」改正という法整備によって、ひとまず幕を閉じた。次に負債をめぐる家計問題が社会の関心を集めたのは、1990年代に入ってからのことである。クレジットカードやキャッシングカードの普及の結果、多重債務者や自己破産者が急増したとして、再び社会問題化したのである。

例えば斎藤学は、アメリカのセラピスト、キャロリン・ウェッソンの著書を1992年に翻訳し、日本に「買い物依存症」という言葉を紹介した（Wesson, 1990）。その後、過剰消費する個人の姿が様々な局面から浮き彫りにされるようになる。時期を相前後して「カード破産」という言葉がもてはやされ、クレジットカードやキャッシングカードの普及したいわゆる「カード社会」に対して過度に適応しようとする個人の病理的側面が、多重債務や自己破産の要因として注目されるようになる。

また最近では1997年に、経済学者である西村隆男が『クレジットカウンセリング』と題する著書を出した。この本の中で彼は、アメリカやフランスで行われているクレジット教育や家計管理方法、日本の現状を紹介する。さらに、日本における多重債務者の生活再建と、多重債務の予防策としての消費者教育に可能性を求め、消費者教育の制度化も射程に入れて論じている。この本は、消費者信用の利用者を専門的に扱うカウンセリングに関して日本で初めて体系的な提言を行った。これを機会に、多重債務者に関するカウンセリングやクレジット教育に関する議論のさらなる展開が期待されている。

「サラ金パニック」として負債が社会問題化した第一期では貸し手の側が注目されたのに対して、最近の第二期の一連の研究では借り手の側に焦点を定めたものが多い。「買い物依存症」や「カード破産」あるいは「カウンセリング」という切り口からの研究は、人

びとの負債をめぐる問題を個人的側面から論じた研究といえるであろう。しかし他方で、負債をめぐる問題状況が個人的次元においてのみ論じられることになれば、この問題を導いた他の諸要因、とりわけ社会的次元における構造的要因が後景に押しやられてしまうことになりかねない。

本稿の目的は、多重債務者や自己破産者の増加という問題状況が顕在化する現在の日本社会の全体像を描くことにある。ここでは既存の統計データを解読することによって、増加する多重債務者や自己破産者を取り巻いている社会の一般的状況を明らかにしたいと考える。もちろん、ミクロ・レベルでの接近や質的な接近も必要であるが、それらの試みは稿を改めて論じたい。彼らを取り巻く一般的状況を数値として明確にしておくことが、今後個別的なケースを扱ったり問題要因を特定していく時の下地になると考えるのである。

本稿の構成は次の通りである。貸し手に関する状況（1節）、借り手の家計状況（2節）、そしてその二つの状況と平行な関係にある自己破産の状況（3節）、の三点に絞り、それらの動向をマクロな水準において量的に明らかにする。用いる統計データは、『日本の消費者信用統計』（日本クレジット産業協会）、『国民経済計算年報』（総務庁）・『家計調査年報』（経済企画庁）、『司法統計年報 民事・行政編』（最高裁判所事務総局）から入手している¹⁾。いずれも毎年発行されており、一般に入手可能な統計書である。最後に、量的に明らかにされた一般的状況をふまえた上で債務研究の今後の方向性を示す（4節）。

1 貸し手の状況

現代の消費者信用

消費行動において用いられる意味での「信用」（credit）とは、商品・サービスの受け取りが支払いに先立って行われる場合、商品・サービスを与える側が取引の相手に対して、金を支払うだろうという信頼を指す。言い換えれば、消費者信用とは、貸し手（creditor）が消費者に信用を供与して資金を調達すること、つまり消費者の信用を最大の担保とした金融のことであり、クレジットあるいはローンと言われるものである。消費者信用は販売信用と消費者金融に分けられる。販売信用とは商品やサービスを購入する際に一括払いや分割払いという形態で資金を調達するものであり、消費者金融は資金自体を調達するものである²⁾。

販売信用の歴史をふりかえってみると、日本では19世紀初頭に伊予国桜井村で始まった「桺舟」が起源だとされている。舟で紀州から肥後まで漆器や陶器を節季払いで行商したのがそのはじまりである。他方の消費者金融については、室町時代の日銭屋、庶民自身による頼母子講などに原型をみることができる。

消費者信用を厳密に定義するのは難しい。クレジットと債務社会について論じたイギリスの社会学者フォード³⁾が述べるように、クレジットすなわち信用は取引の誕生とともに存在していたからである(Ford, 1988:12)。けれども、今日の信用システムとかつてのその前身を大きく分かつ基準として次のようなものが役立つだろう。すなわち、貸し借り関係が、既存の社会的関係を個人間で利用することによって成立しているかどうか、という基準である。フォードは今日の信用システムとかつての金の貸し借り関係を次のように区別する。かつての金の貸し借りは既存の社会的関係を基盤とし、「気まぐれで、不定期で、組織化されておらず、個々人の連なりによって行われ、時には密かに、近隣間でやりとりされた」という。他方、今日の信用システムは既存の社会的関係に依存せずに「継続的で定期的で組織化されており、増加する没個人的なものの連なりによって行われ、しばしば個々人と諸制度との間の可視的で官僚的なもの」として特徴づけられる。

そのように考えれば、先に述べた日本の消費者信用の前身は、既存の社会的関係の延長線上で貸し借りが行われていたことによって特徴づけられるだろう。本稿で扱う現代の消費者信用とは、血縁関係や地縁関係や社縁関係といった先在する社会的関係を利用して供与される信用ではなく、システムティックに継続的に与えられる制度としての信用である。

1-1 「信用統計」からみた貸し手の状況

現代の消費者信用は、戦後とりわけ1970年代以降急速に成長を遂げた。したがって、消費者信用は官庁統計の整備が最も立ち遅れている領域の一つである。それを補足するものとして、日本クレジット産業協会が編纂している『日本の消費者信用統計』（以下、『信用統計』と記す）が非常に役立つ。現在、『信用統計』は日本の消費者信用産業そのものの実態を総合的に報告した唯一の統計書である。しかしながら、この統計書が創刊されたのは1978年のため、日本の消費者信用産業の趨勢を体系的に知ることができるのはここ30余年間に限られている。

『信用統計』は、消費者信用産業を所轄する通商産業省の産業政策局消費経済課監修のもと、当時の「社団法人日本割賦協会」が1965年以降の関係資料を系統的に整備して1978年に創刊された。1978年は、消費者信用産業が「サラ金パニック」の首謀者として糾弾された年である。この統計書創刊の経緯について、当時の通産省産業政策局消費経済課長である佐藤剛男は、当時の社会状況に言及して次のように述べている。消費者信用産業は1950年代、60年代における耐久消費財の大衆化を契機に飛躍的な発展を遂げ、その後も拡大成長すると考えられる。しかしながら、「貨幣信用の急速な発展、信用販売形態の多様化等今後の消費者信用取引の行方に影響を与えるであろう徴候が現れてきており、今後消費者信用取引に構造的変動が起こることが予想される」。ところがそれまでは消費者信用取引

に関する全体的、包括的資料がなかった。そこで、同省同局の消費者信用班の企画と監修のもとに、日本割賦協会より消費者信用統計年報を発刊するに至ったという（佐藤剛男「監修にあたって」『消費者信用統計』78年版）。以来、『信用統計』は少しずつ内容も拡充され統計分類も整備されつつ、毎年発行されて今日に至る。

最初に、この産業の成長の概要をみておこう。創刊号から知ることのできる最も古い年（1965年）における消費者信用の新規信用供与額、すなわちその年に新たに消費者に供与された信用額は1兆160億円⁴⁾であった。その後1975年には10兆3722億円、1985年には34兆7085億円、1995年には72兆8595億円の膨れ上がる。つまりここ30年間で消費者信用産業の市場は約70倍に拡大したことになる。

次に消費者信用産業が国内において生産された財とサービスの総額に対してどの程度の割合を占めているのかを示しておこう。1995年、日本の国内総生産（GDP）は482.9兆円であった。一方、同年消費者信用産業から信用供与された金額は72.9兆円である。したがって、この年の消費者信用供与額の対GDP比は15%であり、この金額はちょうど日本の国家予算額に匹敵する。

『信用統計』には消費者信用産業に関する資料が多く掲載されているので、様々な角度から膨大なこれらのデータを加工することができる。ここでは特に、現代の消費者信用が社会にどれだけ浸透しているのかということに分析の焦点を限った場合、次の二点が読みとれる。

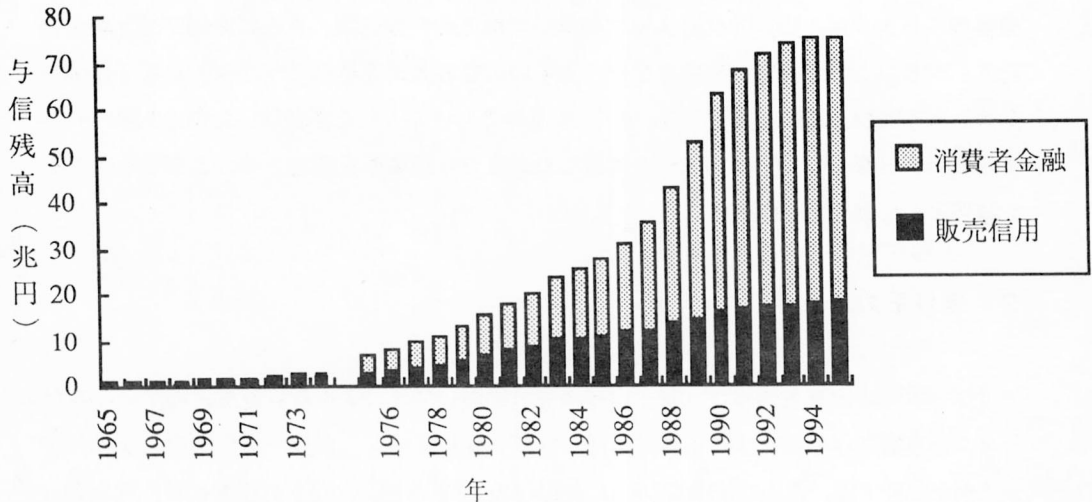
(1) 与信額の増大

第一に与信額の増大があげられる。「与信」とは信用を供与することであり、「与信額」とは与信によって調達、融通された金額のことをいう。新規与信額の内訳について述べておこう。1995年の与信額は総額72兆8595億円で、このうち4割は販売信用、残りの6割は消費者金融による。次にその年における消費者の未返済総額（「与信残高」）を示そう。図1は与信残高の推移を表している。「第一次サラ金パニック」の只中にある1978年は11兆2085億円、次いで「第二次サラ金パニック」が頂点に達した1983年は23兆4208億円、最近（1995年）では74兆8005億円となっている。つまり貸し手の側の統計データから判断すると、現在、「第一次サラ金パニック」時の7倍、「第二次サラ金パニック」時の3倍に相当する金を、消費者は未だ返済していないことになる。

(2) 「総サラ金化現象」⁵⁾

次に注目するのは、急増する消費者信用の内訳である（図1を参照）。

図1 与信残高（消費者の未返済金額）の推移



一方の販売信用の与信残高は比較的緩やかに成長しているのに対して、他方の消費者金融は、とくに1970年代末頃から伸びが激しい。したがって、近年の消費者信用の成長は実質上消費者金融によって支えられていると言ってよい。1990年代以降、販売信用と消費者金融の割合はほぼ安定に向かっている。1995年の与信残高の総額は74兆8005億円であるが、このうち2割を販売信用が占め、残りの8割を消費者金融が占める。さらに、消費者金融の7割を占める無担保の消費者ローンは年利20%から40%の高金利であるので、消費者ローンの与信残高に課された利息は、貸し手の大きな収益源となっている⁶⁾。

1970年代末頃より消費者信用とりわけ消費者金融が急成長を遂げた主な理由は、第一に、オイルショック後、銀行などの金融機関が融資先を低成長の企業から消費者信用業者に変え、特に近年では超低金利で資金提供してきたことがあげられる。第二に、1990年代の消費者金融の急速な膨張は、それまで大蔵省の規制という保護の下で業務を行っていた銀行が住宅ローン以外の分野で積極的に消費者信用市場へ参入を始めたことによる。のみならず、信用金庫など他の民間金融機関、さらに信販会社やクレジットカード会社までもが軒並みこの市場に参入し始めていることによる。例えば、商品の売買を直接介するショッピングと違い、キャッシングは店の休業日でも使用される。また、ショッピングであれば一括払いに利子はつかないが、キャッシングは一日単位で利子がつく。具体的な数値として、消費者ローン専用カードを除く「クレジットカード」でさえ、現在、与信額の3割をキャッシングが占めている（『信用統計』97年度：162-164）。

以上から、近年の日本の消費者信用産業は与信額の増大と「総サラ金化現象」に特徴づけられる。このような消費者信用の進展は、消費者信用業者に対する社会的認知の変化を

伴う。「サラ金パニック」時には「サラ金」と負のイメージを付与されてきた消費者金融業者のうち大手は、1990年代に入って相次いで株式の店頭公開、さらに東証二部上場を果たす。マスコミでの広告が解禁となり、大手の消費者金融業者は「サラ金」から「普通の企業」へと変貌を遂げるに至っている⁷⁾。成長の著しいこうした業者は、金利を大幅に引き下げるのではなく、むしろ高金利を維持したままで与信審査を緩和させ、より多くの人々を顧客として取り込む傾向にある。

2 借り手の状況

では、実際に消費者信用は人びとの経済生活においてどのような位置を占めているのだろうか。本節では与信を受ける側の家計に焦点を定めている。家族生活を営む人びとの負債状況を分析する。ここで使用するのは『国民経済計算年報』と『家計調査年報』である。

2-1 「国民経済」からみた家計状況 ～国民全体の負債分析～

前節では貸し手の成長ぶりをみてきた。消費者信用の発展には借り手となる国民全体の収入の増加が必要であろう。けれども、近年の消費者信用の増大は、国民の収入増減の動向と一致していない。消費者信用は、可処分所得の増加よりはるかに速いペースで家計に浸透しているのである。

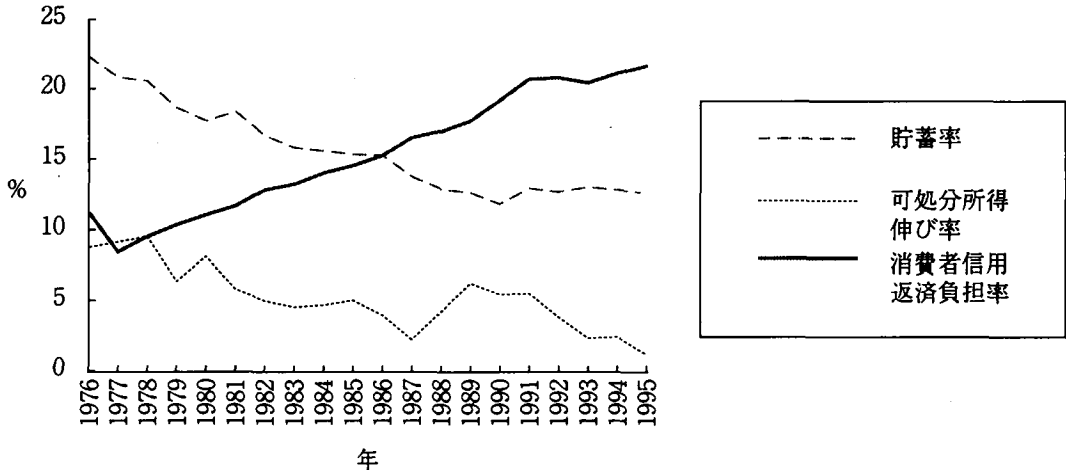
消費者信用の家計への急速な浸透を時系列的に最もマクロな家計状況から示すことにしよう。ここでは、『国民経済計算年報』と『信用統計』を併せて用いる。

『国民経済計算年報』（以下、『国民経済』と記す）とは、毎年経済企画庁が閣議に提出する「国民経済計算」を中心に、国民経済に関するデータを収録した統計報告書である。ここでは、この『国民経済』に掲載されている家計（個人企業を含む）に関する数値の中から「家計可処分所得の伸び率」及び「貯蓄率」の推移を取り上げてグラフにする。その際、『信用統計』から算出した「消費者信用返済負担率」⁽⁸⁾の推移を併せて掲載する。『信用統計』の推計方法が1987年に変更されたため、残念ながら、1974年以前の数値は翌年以降と連続しない。このため、前年と比較することによって算出される消費者信用返済負担率は1976年以降に限られる。したがって、図2-1に示される各項目の動向も1976年以降となっている。

図2-1より、次のことが明らかになる。可処分所得の伸び率と貯蓄率が徐々に低下しているのに対して、消費者信用返済負担率は増加の一途を辿り、1987年には貯蓄率を完全に上回る。一般に、家計可処分所得に対する負債の割合が20%を超えているか否かが家計の健全性を計る基準とされる（鈴木、1995：86）。これによると、日本は1991年以降消費者

信用返済負担率は一貫してこの20%のラインを越えていることが明らかになる。人々の負債返済の実感に近づくために、さらに住宅ローンの返済負担率を加えると、1995年の時点で消費者信用と住宅ローンの返済負担率の合計は、29.7%という高い数値となる⁹⁾。

図2-1 貯蓄率・可処分所得伸び率・消費者信用返済負担率の推移



2-2 「家計調査」からみた家計状況 ～収入階層別の負債分析～

では今度は横断的に収入階層毎の家計の負債返済状況をみていこう。ここでは『家計調査年報』を用いる。

『家計調査年報』（以下、『家計調査』と記す）とは、総務庁統計局が国の経済・社会政策立案のための基礎資料を得ることを目的に毎月実施している「家計調査」の結果をまとめて発行したものである。ここで『家計調査』の特徴を予め述べておかななくてはならない。第一に、『国民経済』が日本の全ての世帯を対象としているのに対して、『家計調査』は農林漁業を営む世帯及び単身世帯は対象外である。本稿では『家計調査』において分析の対象となった世帯（「全世帯」）から「勤労者世帯」¹⁰⁾のみを抽出して分析する¹¹⁾。『家計調査』が調査対象世帯を抽出する際に用いている「国勢調査」から推計すると、本項で分析対象となるこの勤労者世帯は、日本の全ての世帯の5割を代表する¹²⁾。第二の特徴は、『国民経済』では家計は一括して扱われるのに対して、『家計調査』では地域、収入階層、職業、世帯の特性など世帯の属性別に家計状況の詳細を知ることができる。以下では勤労者世帯を一括して取り扱い、彼らの家計の負債状況を知る上で重要だと思われる可処分所得額、住宅ローン・分割払い・一括払い・他の借金の返済額を主に取り上げて各階層毎に分析する。

具体的な分析に入る前に、これから扱う各項目について説明をしておこう。「住宅ロー

ン」とは「住宅金融公庫返済、住宅ローン返済」を指す。「分割払い」とは「2回以上の分割払い」であり、「一括払い」とは「クレジットカードによる一回払い・ボーナス一括払い」の他に「酒屋や生協などの掛買払い」を含む。また「他の借金」とは「奨学金返済、進学ローン返済」である¹³⁾。これら四項目はいずれも『家計調査』の分類では「実支出以外の支出」の下位カテゴリーに属し、食料や光熱・水道などの「消費支出」や税金などの「非消費支出」、さらに「繰越金」の項目とともに支出全体を構成している¹⁴⁾。また、以下では勤労者世帯を年収の低い順に並べ、各階層に含まれる世帯数がほぼ同数になるよう五つの階層（年収489万円未満、年収489万円以上631万円未満、631万円以上794万円未満、794万円以上1012万円未満、1012万円以上）に区分して階層別に分析する。各図に示される返済額及び返済負担率は、年間の金額を一ヶ月あたりに換算した数値である。

【信用統計】と【家計調査】とでは消費者信用の分類が異なる。そこで本稿では『家計調査』で扱われる返済項目から、消費者信用の利用状況を推計している。消費者信用に相当すると思われる返済項目は、「分割払い」「一括払い」及び「他の借金」中の「進学ローン」である。「一括払い」は『家計調査』の付録「収支項目分類表」の説明より消費者信用の下位カテゴリーにあたる「販売信用」に相当する。「分割払い」に関しては販売信用と消費者金融の両方が含まれていると思われる。「進学ローン」は無担保、無保証人の融資なので、消費者金融として扱う。最初に、収入階層別の返済額を検討しよう。

図2-2 収入階層別の一ヶ月の返済額

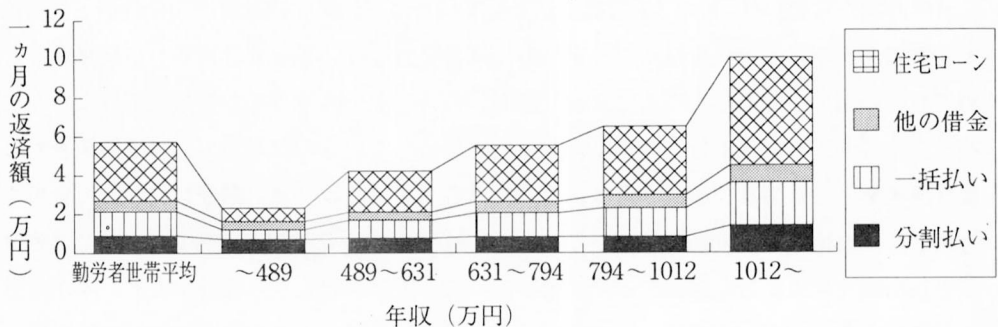


図2-2から、収入が増えるにしたがって返済額も増加していることがわかる。所得の低い世帯の家計ほど借金の額が増すという一般的イメージとは反対である。では、具体的に返済項目別の内訳をみていくことにしよう。

第一に、返済総額を左右する最大項目は、いずれの階層においても「住宅ローン」である。「住宅ローン」の返済額は、年収が増えるにつれて大きくなる傾向にある。ここで目

を引くのは、年収489万円未満世帯が他の階層と比べて極端に「住宅ローン」の返済額が小さいということである。収入階層と居住形態の関係については、図2-3において示した。

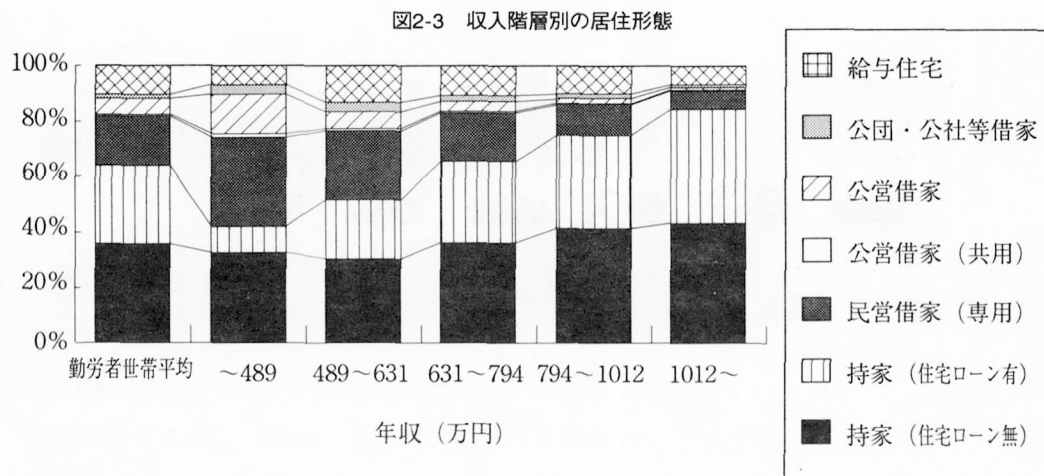


図2-3によれば、年収が下がるにつれて住宅ローンを返済している世帯の割合が低くなるのがわかる。特に年収489万円未満世帯に占める住宅ローン返済世帯の割合は1割と低く、実に6割が賃貸住宅に住んでいる。

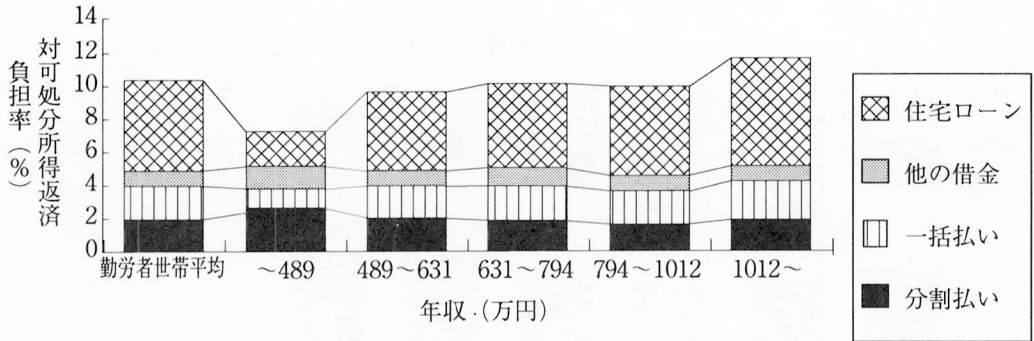
第二に、「分割払い」は最上層階層（年収1012万円以上）世帯の階層を除くと、階層による返済額にほとんど違いがない。「分割払い」は、最上層階層世帯を除くあらゆる収入階層ではほぼ同額（8000円代）利用されていることがわかる。一方、最上層階層世帯は、「住宅ローン」も大きいのに加えて、「一括払い」及び「分割払い」による返済額も大きい。

第三に、「一括払い」は年収を反映している。年収が増えるにしたがって「一括払い」の返済額も増える。『信用統計』によると、一括払いの新規与信総額の6割を占めるのは、信販会社・中小小売商団体・流通系クレジット会社・銀行系クレジット会社による貸付である。さらにそのうちの7割を占める銀行系クレジットカード会社（『信用統計』97年版：27-28）の発行するクレジットカードは、ステータスシンボルとして知られる。「一括払い」の利用状況は、ステータスシンボルとしてのクレジットカードの普及状態をそのまま反映する結果となっている。

第四に、「他の借金」は階層が上がるにつれて返済額は増大するが、返済額そのものは他の返済項目に比べると小さい。

次に図2-4に移る。この図は、各階層毎の可処分所得に対する返済の負担率（「返済負担率」）を示している。可処分所得とは、実収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いた実質上の「家計」の金額を指す。ここから次のことが明らかになる。

図2-4 収入階層別における一ヶ月の返済負担率

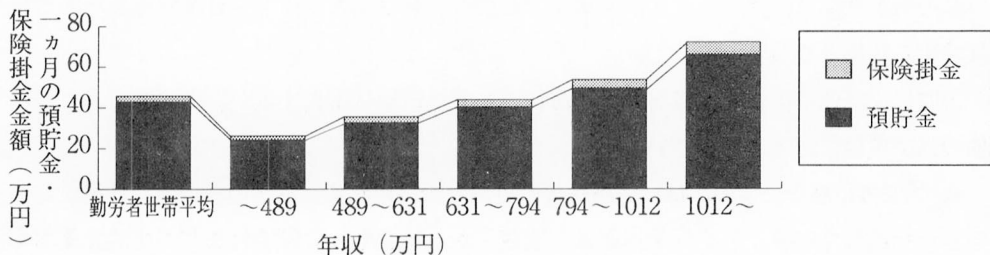


第一に、図2-2では収入が増えるにしたがって返済額も増大していることが明確に表れていた。けれども、返済額を家計に占める割合でみていく（図2-4を参照）と、各収入階層間の返済負担率の格差を拡げているのは「住宅ローン」であって、「住宅ローン」を除く他の返済負担率の合計については、収入階層間にほとんど違いがないことが明らかになる。

第二に、「分割払い」の返済負担率が年収に反比例するのに対して、「一括払い」は年収に比例していること、第三に、「他の借金」については、年収489万円未満で割合が若干多いことが、図2-2よりも明確になる。

多重債務や自己破産を考える際に重要なのは、ある世帯がどれだけ経済的な危機的状況に耐えられるか、という点である。そこで、火事や交通事故、主要な家計支持者の失業といった突発的な支出や減収にその世帯がどれだけ耐えられるかを考えよう。預貯金や保険掛金は世帯の耐久力を反映する一つの指標となると思われる。図2-5に収入階層別の預貯金・保険掛金の金額を示した。ここから、世帯の耐久力は階層によって著しい差があるという事実が歴然とする。

図2-5 収入階層別の一ヶ月の預貯金・保険掛金金額



以上統計データを分析した結果、負債をめぐる家計状況について最終的に次のようにまとめることができる。

①各階層の特徴

住宅ローンが返済額及び返済負担率を左右する。返済負担率に関しては、他の「分割払い」「一括払い」「他の借金」を併せてみると、年収の最下層（年収489万円未満）世帯及び最上層（1012万円以上）世帯を除く中間的収入階層世帯（年収489万円以上～1012万円未満世帯）では、大きな違いはみられない。

年収の最上層（年収1012万円以上）世帯は、収入が多い一方で、「住宅ローン」も大きく、「一括払い」及び「分割払い」による返済額も他の階層に比べて大きい。

年収の最下層（年収489万円未満）世帯は、他の階層に比べて住宅ローンを返済している世帯が少なく、公営・民営借家に住む者が多い。ここでは「住宅ローン」を返済している世帯が少ないため、返済額及び家計に占める返済負担率は他の階層に比べて低い。見方を変えれば、完済すれば資産となる住宅のローンを組むことさえままならないとも言える。他の階層では「住宅ローン」が最大の負債額となっていたのに対して、年収の最下層世帯において最大の返済額を占めるのは「分割払い」である。奨学金返済や進学ローン返済といった「他の借金」も若干大きい。

②負債全般

負債の返済負担率は、収入階層が上がるほど減少するのではなく、むしろ上昇する。現在の日本における家計の負債構造は、「住宅ローン」を基盤とする。返済負担率の階層間格差を大きくするのは「住宅ローン」であって、他の「分割払い」「一括払い」「他の借金」の返済負担率の合計は、収入階層にかかわらずほぼ同じである。「住宅ローン」と「一括払い」の返済額は収入に比例する。収入が増えればそれらの返済額も増える。「分割払い」「他の借金」の返済額は収入にかかわらずほぼ同額である。したがって、これらの負担率は年収に反比例し、年収が多いほど家計に占める割合は減少している。

収入の高い世帯ほど、預貯金・保険掛金額は多い。したがって、収入が高いほど経済危機に対して潜在的に強く、収入が低いほど弱いと考えられる。

3 『司法統計』からみた自己破産の状況

一般的に、複数の貸し手から借り入れる負債は世帯の経済生活に何らかの影響をもたらしている。しかし、返済が一旦滞れば、負債は人びとの行動を拘束するばかりでなく、負

債が負債を呼んで、経済生活の不安定さを増幅させる。このようにして生じる未払い金あるいは貸し倒れ金は、近年の日本の社会の特徴となりつつある。以下では、全国の各裁判所において扱われた破産事件の統計データを分析することによって、貸金業¹⁵⁾関連の個人の自己破産の急増を明らかにしていく。扱う統計報告書は『司法統計年報』である。

各裁判所は、破産申立のあった事件について個別に調査票（破産事件票）を作成・集計する。集計されたデータを今度は最高裁判所事務総局が毎月報告する。『司法統計年報』（以下、『司法統計』と記す）とはこの各月の統計データをまとめたものである。具体的な分析に入る前に、日本の破産法及び自己破産の概要について説明しておこう。

日本の現行破産法は事業者破産を念頭に作られたドイツの破産法に倣って、1922年に制定された。制定当時、破産者といえば事業者を指し、消費者のような非事業者である個人に破産法が適用されることはきわめて少なかった。このような状況は戦後以降近年まで続く。『司法統計』も、刊行の最も古い年である1952年以来、個人を破産事件全体の内訳として明記することすらなかった。『司法統計』の統計表において、個人の破産事件数を破産事件全体の内訳として記載するのは1985年以降である。増加する個人の自己破産の現状に対する司法の認識は、この統計資料の表記の変化にも反映されている。

当該年に裁判所で新たに受理された事件の総数を「新受総数」と呼ぶ。民事・行政事件の一つである破産事件の新受総数が民事・行政事件全体の総数に占める割合は、1995年でわずか5%である。破産事件は、このように民事・行政事件全体からすればきわめて少数であるにもかかわらず、近年社会的に注目されつつある。その理由の第一は、破産事件の9割を占めるのが自衛能力を持つ法人ではなく、自衛能力を持たない個人であるからである。つまり、個人は、経済的、法律的、技術的知識において、与信業者に対して弱い立場にある。しかも、法人破産の帰結が組織の消滅によって迎える経済的死であるのに対して、個人破産は自己消滅によって経済的死を迎えることなどできようはずもなく、破産後の経済的再生を必要とする。第二に、個人自らが破産を申し立てるいわゆる「自己破産」の新受総数が1991年以降急増していることがあげられる。さらに第三として、個人の自己破産の8割が貸金業関係によるものであることも指摘できる。具体的に数値をみていくと、1996年の破産事件全体の総数（6万291件）の94%を個人（5万6802件）が占める。この個人破産の新受総数は「第二次サラ金パニック」の1984年における（法人・個人を含めた全体の）破産事件の新受総数（2万6384件）の二倍を上回り、うち99%を自己破産（5万6494件）が占めている。さらに、この個人の自己破産のうち8割が貸金業関係（4万5613件）による（図3、表1を参照）。個人破産者の年齢構成は20歳代14.8%、30歳代25.7%、40歳代25.5%、50歳代19.5%、60歳代以上13.6%である¹⁶⁾ので、多くの場合、個人の自己破産と言っても、その背後には家族の経済生活の破綻があるとみてよい。

図3 破産の動向

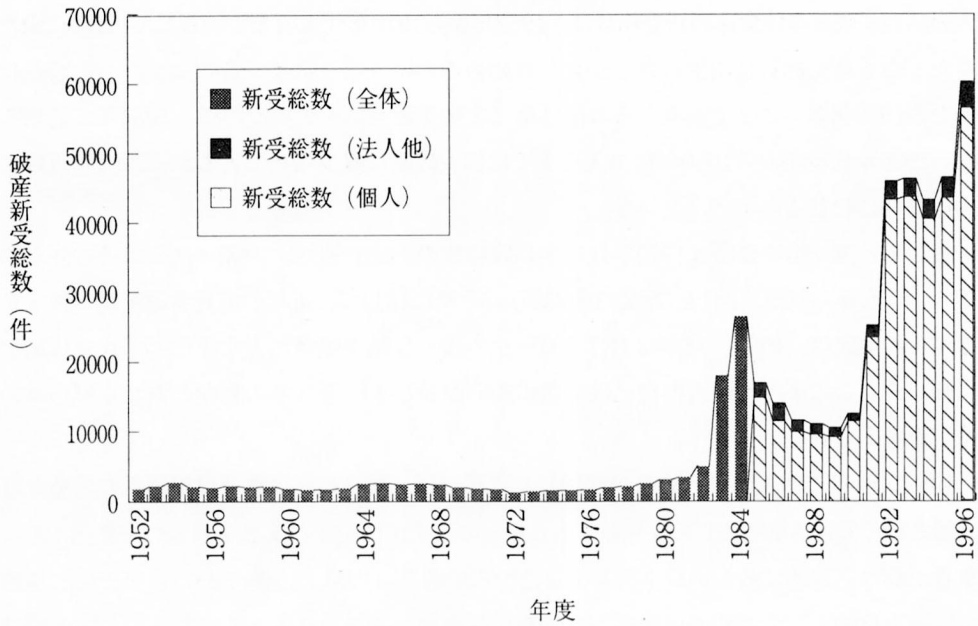


表1 個人破産の内訳 (件)

年度	新受総数	うち自己破産総数	
			うち貸金業関係
1985	14896	14625	11271
1986	11708	11432	7844
1987	9969	9774	6306
1988	9610	9415	6182
1989	9433	9190	6328
1990	11480	11273	8388
1991	23491	23288	18150
1992	43394	43144	34934
1993	43816	43545	34674
1994	40613	40384	32188
1995	43649	43414	34452
1996	56802	56494	45613

『クレサラ白書』：38より引用

では、個人の自己破産の動向を詳しくみていこう。図3から明らかなように、法人や個人を問わず破産事件全体の新受総数は、1952年から1970年代末頃まで一貫して1万件に満たなかった。新受総数に増加の兆しが見られ始めるのは「第一次サラ金パニック」の時期にあたる1978年頃のことであり、その後「第二次サラ金パニック」の1983、1984年に急増した。1980年代後半から1990年代に入るまでに個人破産は減少傾向に入るが、1991年以降に再び増勢に転じる。

貸し手と借り手の動向は1970年代後半以降増加の一途を辿り、1990年代にはその傾向に落ちつきがみられる（図1及び図2-1を参照）。それに対して、近年の消費者破産数（図3を参照）の動向は、1983、84年におけるピークの後一旦減少傾向に入り、1990年代には増加に転じる。このように個人の自己破産数の動向が貸し手、借り手の動向と異なる理由はいくつか考えられる。

1983、84年に個人の自己破産が増加した背景には、第一に、消費者信用業界の活動を取り締まる「貸金業規制法」の成立と「出資法」の改正が1983年に実施されるのを見込んで、業者が駆け込み的に厳しい取立行為をしたからである（加島、1996：257）。第二に、債務者保護を目的として消費者破産がこの時期に積極的に適用されるようになったことがあげられる。「第一次サラ金パニック」の時期に債務者の代理人として活動していた大阪の弁護士が現行破産法内で消費者破産を適用することを思いつき、その後この適用方法は瞬く間に全国に普及したのだという（加島、1996：259-260）¹⁷⁾。

1985年以降に個人の自己破産が減少傾向にあるのは、次の理由が考えられる。第一に、「貸金業規制法」の成立と「出資法」の改正をあわせたいわゆる「サラ金規制二法」は、結果的に大多数の中小規模の消費者金融業者を廃業に追い込み、消費者金融業界自体の規模が縮小したことによる（岩田、1996：42-44）。実際、「サラ金規制二法」¹⁸⁾は、消費者金融への社会批判が厳しくなる1970年代末頃から、「悪質業者を淘汰し自らが生き残るために」大手四社（武富士、アコム、プロミス、レイク）が政界に働きかけてその成立を急がせたとの見解や、あるいは大手のみを残してこの業界を早くに整理したいとする大蔵省の意向があったとする見方もある（岩田、1996：44）。

再び個人の自己破産数、とりわけ貸金業関係による破産が増勢に転じるのは1991年以降である。その理由として第一に、1991年にバブル経済が破綻し、失業や減収といった経済危機に耐えられない世帯が増えたこと、第二に、自己破産という法的制度が一般に知られるようになり、結果として負債問題を抱えていた人びとが以前より自己破産という選択肢を選ぶようになったと考えられる。第三に、2節で述べたように、消費者信用による与信額が増大し、しかもそれが「総サラ金化」による資格審査の緩和に基づいていることが指摘できる。

破産申立の9割を越える個人の自己破産が1990年代以降急増している事実を受け、1996年10月に法務大臣の諮問機関である法制審議会に破産法を検討する部会（倒産法部会）が設置された。今後5年間で倒産法全般の見直しが図られる予定である。弁護士・司法書士を中心とした「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」は、多重債務者にとって手続きが容易で、かつ彼らの経済的更正を第一の目的に掲げた破産法の改正を主張する。他方、法学者や与信業者らは「安易な破産法改正」に対して批判的態度をとり、むしろ個人的要因を究明し、カウンセリングや消費者教育による解決を重視する。しかし、いずれの立場においても、増え続ける多重債務や自己破産という現象に対する危惧の念は共有されており、今後各方面から多重債務や自己破産に関して積極的な議論が期待されている。

4 おわりに

社会全体が豊かになっているのにもかかわらず自己管理能力に欠如がみられるために破産が増えたのだとする個人的要因を強調する論調が近年、目立つ。それは、貸し手が複数でしかも顔の見えない組織体であるのに対して、借り手である人々は一個の人格であるので彼らの行動に何らかの問題を見出すことの方が容易だからである。けれども当然のことながら、多重債務や自己破産は借り手だけでは成立しない。借り手と貸し手やその両者を取り巻く一般社会の状況も考察の対象とされるべきである。かりに現在をゆたかな社会とするならば、そのゆたかな消費生活自体が多重でかつ多額な負債なしでは成り立たず、したがってこのような構造的背景のもとでは破産も何らかの要因の重なりによって生じやすい状況になっている、という観点も忘れてはならない。これまで論じてきたように、個人の自己破産の急増（そして予測される今後の多重債務者の増加）に対して、借金をすることに抵抗のない人びとが増えたのだとする個人的要因による説明だけでは不十分である。近年の自己破産者の増加の背後に、本稿では次のような一般的状況を指摘してきた。

①貸し手：消費者信用を手がける業者が1975年以降に多額の与信を始め、1990年代にはそうした与信状況が常態化している。

②借り手：上記の与信状況と関連して、家計に占める消費者信用返済負担率が貯蓄率を上回って上昇し、1991年以降20%台という高い率で保たれている。

③自己破産：貸し手と借り手の動向（図1、図2-1を参照）が比較的相同であるのに対して、自己破産の動向（図3、表1を参照）は異なる。自己破産の動向が貸し手、借り手の動向と異なり、1980年代後半に一旦減少に転じ、その後1990年代に自己破産数が急激に増加する。一旦減少に転じた背景には、「サラ金規制二法」の制定を受けて貸金業業界が縮小したことがあげられ、その後の急増には①、②の動向に加えて、バブル経済崩壊後の失業

や減収による家計の圧迫が考えられる。

そこで次に、3節2項において明らかにされた知見を今後の研究の方向と関連づけてまとめたい。階層別に負債を中心とした家計状況をみた場合、住宅ローンを除く「分割払い」「一括払い」「他の借金」について、家計に占める負債負担率は収入階層間での相違はほとんどなかった。したがって返済不能な状況に陥った場合に被る自己破産のリスクは収入階層にかかわらず存在するということもできる。しかし他方で、預貯金・保険掛金は年収階層間で歴然とした格差がある。預貯金・保険掛金金額の大きい年収の高い人びとほど火急の出費に耐えることができ、逆に年収の低い人々は潜在的な経済力が弱いため、経済生活の破綻も来しやすいと考えられる。多重債務や自己破産といった現象は貸し手の側だけに帰因するものでもなく、もともと経済資源や情報資源の乏しい人びとが経済生活の危機に最も曝されやすいことも忘れてはならない¹⁹⁾。

さらに、経済・情報資源にとどまらず、負債を抱える個人や家族を取り巻く状況を柔軟に把握することが必要である。つまり、多重債務や自己破産といった現象はある決定的な要因によって起こるのではなく、むしろ、社会に遍在する誘発的な諸要因によって生じると捉えることが重要である。例えば、ある企業で犯罪が遂行された場合、企業内における犯罪行為を強制するような犯罪生成の原因を単純化によって割り出すこと（identification）も大切である。だが、ニードルマンらは次のように述べている。その組織において違法であると認知されているにもかかわらず極度に誘惑的な条件のもとで犯罪が引き起こされてしまうという事実には注意を払い、その犯罪が引き起こされる条件を列挙（specification）することもそれ以上に研究されてしかるべきであるという（Needleman & Needleman, 1979）。多重債務や自己破産は犯罪ではない。けれども、多重債務や自己破産を、一般に誰もが道徳的には行ってはいけないあるいは行いたくないと思っているにもかかわらず結果的にそのような行為を選択する、という点から説明しようとすれば、ニードルマンらの指摘は示唆に富む。多重債務や自己破産の要因を限定・単純化するのではなく、どういう条件が備わりそれらがどのように働いたときに人びとはそうした選択をするのか、こうした過程をある特定の環境のもとで柔軟かつ詳細に捉えていく作業が、多重債務や自己破産の現実により明晰な像を与えることになるだろう。

本稿では、多重債務や自己破産を引き起こす構造的要因を分析する準備作業として、まずこれらの問題状況を取り巻く一般的背景の全体像をマクロで量的なカタチでとらえようと試みた。その結果、貸し手と借り手の状況を数値として明らかにすると同時に、両者を取り巻く金融機関、法、経済生活一般と関連づけることによって、自己破産の急増の背後にある一般的背景を、ある程度浮き彫りにすることができたかと思う。今回の試みが、多重債務や自己破産が生じる過程を具体的・個別的にみていく際の足場になると考える。最

後に、今後多重債務や自己破産をめぐる問題状況を過程として社会的に捉えていく場合、次の二つの研究の方向性があることを提示しておきたい。

第一に、多重債務や自己破産とは、ある日突然多額で多重の債務が個人に降り懸かってくるものではない。そこに至るまでにはその個人を中心とする相互作用の歴史がある。借り手と家族や職場の人々との相互作用過程、あるいは借り手と貸し手との相互作用過程をミクロな次元からみていくことになる。

第二に、借り手はもちろんのこと、この問題状況に深く関与する貸し手、借り手の家族や職場の人びとたちを包み込む社会の構造の歴史的変化に目を向けなくてはならない。今日の社会が抱える負債をめぐる問題状況は、既存の社会的関係に必ずしも依拠しないで組織的で継続的な与信を施す信用システムの存立なくしてはありえない。このような信用システムがいかなる過程を経て今日に至ったのか。制度としての現代の消費者信用の成立とその変遷を、マクロな次元からみていくことになる²⁰⁾。

システムティックに信用を供与して発展を続ける現代の消費者信用業者、他方、そのような貸し手から借金をして消費生活を享受する人びと。両者の関係のミクロでかつマクロなダイナミズムを明らかにすることによって、まさに変動している現代社会の「今」を照射することが可能となるのである。

注

- 1) 『日本の消費者信用統計』の著書名・出版者名・監修者名は、1978年の創刊時以来、時代とともに変化している。それぞれの変更は次の通りである。書名：『消費者信用統計』→変更後（1981年版以降）『日本の消費者信用統計』、出版者名：『日本割賦協会』→変更後（1986年版以降）『日本クレジット産業協会』、監修者：変更前「通商産業省産業政策局消費経済課」→変更後「通商産業省産業制作局取引信用室」。また、破産事件のデータは1952年から1964年までについては『司法統計年報 民事編』に、1965年以降は『司法統計年報 民事・行政編』に掲載されている。このように書名などに変更があるが、本稿では便宜上前者の統計書を『信用統計』、後者の統計書を『司法統計』と表記する。
- 2) 「消費者信用」の定義をめぐることは多くの考え方がある。本稿では、消費者に対して消費を目的とした場合に供与される信用のみを扱っている。一般に、住宅ローンは、消費を目的とするのではなく資産獲得を目的としていると扱われる。このため、住宅ローンは、負債をめぐる人々の経済生活に大きな影響を与えているけれども、本稿では消費者信用の定義に含めない。
- 3) フォードのこの著書についてはすでに別の論文において紹介を行っている（大山、1995）。
- 4) ただし、販売信用について非割賦方式の計数は不明であるので、それらの数値は含まれていない。また創刊号では住宅ローンを消費者信用に含めたが、現在の一般的な定義では消費者信用に住宅ローンは含まれないので、1965年の新規与信額の合計は住宅ローンを除いた「消費者ローン」の数値を示した。
- 5) 「総サラ金化現象」とは、弁護士宇都宮健児の言である（宇都宮、1992：84）。すなわち「総サラ金化現象」とは、あらゆる金融機関、あらゆる貸金業者が、消費者を対象に資金自体を無担

保かつ高金利で貸す事業に集中する状態を指す。

- 6) 消費者ローン分野における貸付金利と経常利益あるいは貸倒率の詳細は、クレサラ白書編集委員会、1997：15-20を参照されたい。
- 7) 株式公開に対する近年の消費者金融業者の取り組みについては、例えば『月刊クレジットエイジ』、1996：4-13を参照されたい。
- 8) 本稿では「消費者信用返済負担率」を次のように算出した。

消費者信用返済負担率 = (前年与信残高 + 当該年与信額 - 当該年与信残高) ÷ 家計可処分所得 × 100

上記の「家計可処分所得」は、『国民経済』97年版に掲載されている該当年の数値を用いた。

- 9) 住宅ローン返済負担率は、『信用統計』97年版の214-217頁を参考に、下記の要領で算出した。
1995年の住宅ローン返済負担率 = (1994年住宅ローン貸出残高 + 1995年新規貸出額 - 1995年貸出残高) ÷ 家計可処分所得 × 100 ≒ 7.6%

「家計可処分所得」は、『国民経済』97年版に掲載されている該当年の数値を用いた。

- 10) ここでいう「勤労者世帯」とは『家計調査』の「家計調査職業分類表」における「常用作業者、臨時及び日々雇務作業者、民間職員、官公職員」のことであり、世帯主が「社長、取締役、理事など会社団体の役員」である場合を除いて、「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」をいう。『家計調査』の対象世帯は次のように分類される。全世帯 = 勤労者世帯 + 勤労者以外の世帯。「勤労者世帯以外の世帯」とは「勤労者世帯」以外の全ての世帯をいう。具体的に「勤労者世帯以外の世帯」とは「個人営業世帯」と「その他の世帯」（世帯主が個人経営者、法人経営者、自由業、その他、無職）から構成されている。（『家計調査 1996』：439、444）
- 11) 本稿で分析対象を「勤労者世帯」に限定したのは、『家計調査』では「勤労者世帯以外の世帯」に対しては年間収入しか調査していないため支出の詳細について不明である（『家計調査』：135）ことによる。
- 12) 本稿で分析対象となっている勤労者世帯（4929世帯）が、日本全体の世帯の5割を代表するというのは、具体的に下記の計算による。

「調査対象世帯数」÷「日本の全世帯総数」×「勤労者世帯」÷「全世帯」≒0.49

総務庁「国勢調査報告」平成2年によると、日本の全世帯総数は4104万世帯である。『家計調査』の「調査対象世帯数」は総務庁「国勢調査報告」平成2年にに基づき、次のように算出している。

「調査対象世帯数」(2907万2460世帯) = (2人以上の非農林漁家数) = (2人以上の普通世帯数) - (農林漁家数)。『家計調査』はこの「調査対象世帯数」を母集団として層化三段抽出法を用いて標本（「調査世帯数」(8076世帯)）を抽出している。『家計調査』において実際に分析の対象となっているのはそのうちの7076世帯（「全世帯」）である。本稿で直接に扱うのはこの「全世帯」のうちの「勤労者世帯」(4929世帯)である（総務庁「平成2年国勢調査区別集計結果表」及び総務庁『家計調査』：435、445）。

- 13) 「住宅ローン」「一括払い」「分割払い」はそれぞれ『家計調査』の分類の「土地家屋借金返済」「一括払購入借入金」「分割払い購入借入金」に対応する（『家計調査』：485）。
- 14) 本稿では割愛したが、実際に『家計調査』では「実支出以外の支出」として本文中にあげた項目以外に「預貯金」「保険掛金」「有価証券購入」「財産購入」「その他」がある。参考までに、勤労者世帯一世帯における年平均一ヶ月の「実支出以外の支出」の内訳及び構成比は以下の通りである。

「実支出以外の支出」 = 「預貯金」75.1% + (「土地家屋借金返済」「分割払い購入借入金」「一括払い借入金」「他の借金」)の四項目10.7% + 「保険掛金」8.4% + 「有価証券購入」0.4% + 「財産購入」5.1% + 「その他」0.3%（『家計調査』：180より計算。）。

- 15) 貸金業関係事件とは、「貸金業の規制等に関する法律」3条1項の登録の有無を問わず、同法2条1項の貸金業を営む者からの借入れを主な原因とする破産事件を指す。
- 16) 河野聡、1997より。個人破産者の内訳は、1995年に全国44裁判所にて対象とされた1089件の結果である（日弁連、「日弁連調査1997年度」1998年1月報告予定）。
- 17) ただし、加島自身は現行破産法を個人破産に適用することが全国的に普及したとは述べているが、その普及によって個人破産件数が増加したとは述べていない。個人破産の積極的な適用が、結果的に個人破産数を増大させたとするのは本稿の見解である。
- 18) 貸金業規制法の主な内容は、「金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介で業を行う」業者を対象とする。この法律の主な内容は、「無担保、無保証」に制限を加え、午後9時から午前8時までの「取立禁止」「超高金利は刑罰対象にする」というものである。出資法改正の主な内容は利息の引き下げであった。それまでは上限金利は109.5%という高金利であった。この法改正後、年利上限は40.004%に引き下げられる。これを超えると処罰の対象となった。
- 19) 例えば、アシュレーは「社会的剥奪」という言葉を用いて、低所得層に家計の問題が集中するイギリスの状況について指摘している（Ashley, 1983）。日本でも多重債務世帯の実際の生活状態を家計のレベルで分析した岩田らによれば、借金返済分を考慮すると調査対象となっている多重債務世帯の7割以上がナショナル・ミニマム以下の世帯（岩田、1996：2）ということが明らかにされている。
- 20) 制度というマクロレベルでのシンボリック相互作用論の詳細については野田、1990を参照されたい。
- 21) 本文中に掲載した図の作成に際して用いた資料を以下に記しておく。

図1 「第2表」『信用統計』1978年版、「第2表」前掲書1987年版、及び「第6表」前掲書1997年版より作成。ただし、『信用統計』は1987年版より推計方法が変更されたため、1987年版に掲載された最も古い年である1975年以降最新年（1995年）までの数値は連続するが、1974年以前とは連続しない。

図2-1 「5. 家計（個人企業を含む）（暦年）」『国民経済』1982年版・93年版・97年版、「第1表」「第2表」『信用統計』より作成。

図2-2、図2-4、図2-5 「第5表」『家計調査 1996年』1997年より作成。

図2-3 「第21表」前掲書1997年より作成。

図3 「破産」『司法統計』1952-1995年より作成。ただし、1996年の値は、最高裁事務総局統計課調べ（概数）（『クレサラ白書』：38）による。

引用文献

- Ashley, Pauline. 1983. *The Money Problems of the Poor: A Literature Review*. Heinemann Educational Books.
- クレサラ白書編集委員会 1997 『クレサラ白書 1997年』 第17回全国クレジット・サラ金被害者交流会京都実行委員会
- 岩田昭男 1996 『消費者金融』 ダイヤモンド社
- 岩田正美研究室 1996 「多重債務世帯の生活水準と生活構造 ——借金返済能力についての家計実態調査——」 東京都立大学社会福祉学科
- Ford, Janet. 1988. *The Indebted Society: Credit and Default in the 1980s*. Routledge.
- 加島宏 1996 「消費者救済策としての破産制度の現状と改革の方向」 長尾治助・中坊公平編集代表 『消費者法の国際化』 日本評論社
- 河野聡 1997 「多重債務被害の実態」 第17回クレジット・サラ金対策協議会全国交流集会レジュメ

- Needleman, Martin L. and Carolyn Needleman. 1979. "Organizational Crime: Two Models of Criminogenesis", *The Sociological Quarterly*. 20(Autumn): 517-528.
- 日本クレジット産業協会編集・発行 1987 『日本の消費者信用統計』
- 日本クレジット産業協会編集・発行 1997 『日本の消費者信用統計』
- 日本割賦協会編集・発行 1978 『消費者信用統計』
- 日本消費者金融協会編集・発行 1996 『月刊クレジットエイジ』 2月号
- 西村隆男編著 1997 『クレジットカウンセリング』 東洋経済新報社
- 野田浩資 1990 「ヒューズ職業社会学におけるマクロ・シンボリック相互作用論」 『ソシオロジ』 第35巻1号: 53-69
- 総務庁統計局 1997 『家計調査年報 1996年』 日本統計協会
- 大山小夜 1995 「クレジットと債務社会——債務者の視点からみた現代社会の一側面——」 『京都社会学年報』 京都大学文学部社会学研究室 第3号: 135-144
- 最高裁判所事務総局 『司法統計年報 民事編』 1952年-1964年
- 最高裁判所事務総局 『司法統計年報 民事・行政編』 1965年-1995年
- 総務庁編集・発行 「平成2年国勢調査区別集計結果表」
- 鈴木久清 1995 『「クレジット社会」虚像と実像』 新日本出版社
- 竹内昭夫 1995 『消費者信用法の理論』 有斐閣
- 宇都宮健児 1992 「弁護士からみたカード破産の実態と法的・実務的救済策——東京を中心に——」 『ジュリスト』 1014号
- Wesson, Carolyn. 1990. *Women Who Shop Too Much*. St. Martin's Press. (斎藤学訳 1992 『買い物しすぎる女たち』 講談社)

付記 本稿は1997年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

(おおやま さや・博士後期課程・日本学術振興会特別研究員)

controlling all person's behaviors. This framework can be of used not only to put several findings about human life structure in order, but also to analyze life problems (*seikatsu mondai*) in contemporary Japanese society.

A Contemporary Social Background of Multiple-Debtors in Japan: An Analysis of Statistical Data of Creditors, Borrowers, and Consumer Bankruptcy

Saya OYAMA

This article deals with one of the major social problems in Japan which sociologists have both individually and systematically paid little attention to: the increase of *multiple-debtors*, those who borrow money from various kinds of lenders.

This article aims to provide a broader contextual picture behind this social problem, from which further empirical investigation can be carried out. I have collected and analyzed the available statistical data from three main sources: creditors, borrowers, and court records. In my conclusion, I suggest that we specify the conditions and processes of the problematic situation.

Firstly, I examine the development of the consumer credit market, based on the data from the annual report "*Consumer Credit Statistics of Japan*", edited by the Japan Consumer Credit Industry Association. Consumer credit institutions have succeeded in granting large sums of credit, particularly since the oil crisis of the mid-1970's, focusing on high-interest consumer finance. As a result, outstanding credit has grown into a large burden of debt on consumers.

Secondly, I make a chronological and cross-sectional analysis of borrowers by using the *Annual Report on National Accounts* and the *Annual Report on the Family Income and Expenditure Survey*, both published by the Japanese Government. The use of credit has spread rapidly throughout national households, in contrast to the decrease in disposable income and savings. A large propotion of many peoples' income is now used to pay off debt, such as housing loans, loan repayment installments, revolving and lump sum credit, consumer finance and so on.

Thirdly, I clarify the recent growth of consumer bankruptcy, referring to the

public records from the *Annual Report of Judicial Statistics*, issued by the Japanese Supreme Court. Using this data, this article shows various trends over the course of the last five decades. It demonstrates for the initial period that the total number of bankruptcy petitions did not pass ten thousand before the early 1980's. By contrast, although a slight decrease can be observed in the data for the mid and late 1980's, the data for the 1990's portrays a steady rise, peaking with the figure for 1996, when more than fifty thousand petitions were filed.

Finally, after contextualizing the increase of these *multiple-debtors* into the three trends as stated above on a macro-quantitative level, I conclude that the research in this area needs to move away from the simple explanation of this social problem in terms of individual skills as regards money management, and move onto the specification of the conditions and processes under which people get into trouble with debt, as well as how the system of credit has developed during the postwar period.

Acknowledgements

This work was supported in part by the scholarship granted by the Japan Society for the Promotion of Science.